

# 光風園指定居宅介護支援事業所

## 重要事項説明書

～基本理念～

利用者の立場で

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

### 目 次

1. 事業の目的及び運営の方針	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員体制	2
4. 営業日時	3
5. 提供サービスの内容	3
6. 利用料金	3
7. 苦情相談窓口	3
8. 秘密保持	4
9. 事故発生時の対応	4
10. 緊急時の対応方法	4
11. 主治の医師及び医療機関等との連絡	4
12. 他機関との各種会議等	5
13. 業務継続計画の策定	5
14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	5
15. 虐待の防止	5
16. 法人の概要	6

# 社会福祉法人 光風会

(令和6年4月1日現在)

## 1. 事業の目的及び運営の方針

社会福祉法人光風会が開設する光風園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適正運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業者、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで別紙あり）等をあらかじめ説明する。指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

## 2. 事業所の概要

名称	光風園指定居宅介護支援事業所
所在地	〒404-0035 山梨県甲州市塩山西野原603
管理者	矢崎 聡
介護保険指定番号	1970300016
電話番号/FAX 番号	0553-33-8600/0553-33-7513
サービスを提供する地域	甲州市 山梨市 丹波山村

## 3. 職員体制

管理者	1人以上
主任介護支援専門員	1人以上
介護支援専門員	2人以上

#### 4. 営業日時

平日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土・日曜日・年始（1月3日まで）

但し、時間外で緊急時の場合も上記にご連絡ください。

担当介護支援専門員緊急連絡先にて24時間体制にて受付。

#### 5. 提供サービスの内容

- ① 介護に関わる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行
- ② 居宅サービス計画の作成
- ③ サービス事業者との連絡調整や指定介護保険施設との連絡調整
- ④ 市から委託された介護認定に係わる訪問調査
- ⑤ その他の要介護認定者等の必要な援助、苦情受付

#### 6. 利用料金

厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。

#### 7. 苦情相談窓口

光風園居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- ◆ 相談 介護支援専門員 矢崎 聡  
丸山 美佐子  
鈴木 雪絵

- ◆ 苦情相談 管理者 矢崎 聡  
電話 0553-33-8600 FAX 0553-33-7513

- ◆ 苦情解決第三者委員  
山下 律子 電話 0553-23-1807  
広瀬 市郎 電話 0553-32-0637

※当事業所以外に、お住まいの市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会、および介護担当介護支援専門員に苦情を申し出ることができます。

- ◆ 甲州市役所 介護支援課 介護保険担当 電話 0553-32-5066
- ◆ 山梨市役所 介護保険課 介護保険担当 電話 0553-23-0294
- ◆ 丹波山村役場 介護保険課 介護保険担当 電話 0428-88-0211
- ◆ 山梨県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理担当  
電話 055-233-9201

## 8. 秘密保持

### 【利用者及びその家族に関する秘密の保持について】

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

### 【個人情報について】

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 11. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 12. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

## 13. 業務継続計画の策定

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 15. 虐待の防止

- 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。
- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
  - ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 11. 法人の概要

法人名称	社会福祉法人光風会
代表者役職氏名	理事長 熊谷 信利
所在地	〒404-0035 山梨県甲州市塩山西野原603
設立年月日	平成3年10月23日
電話番号/FAX 番号	0553-33-7511/0553-33-7513
E-mail アドレス	houjin-honbu@koufuukai-yamanashi.or.jp
運営事業所	特別養護老人ホーム光風園 (指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業)
	特別養護老人ホームひかり屋形 (地域密着型介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業)
	デイサービスセンター光風園 (指定通所介護事業・指定第1号通所事業(通所介護相当サービス))
	デイサービスセンターひかり横丁 (指定通所介護事業・指定第1号通所事業(通所介護相当サービス))
	グループホームひかり長屋 (認知症対応型共同生活介護事業)
	光風園指定居宅介護支援事業所
	在宅介護支援センター光風園
	風の子保育園 (幼保連携型認定こども園事業・一時預かり事業)
	甲州市鈴宮寮 (指定管理 救護施設事業)
	花園ハイツ (無料低額宿泊事業)
	すずみや計画相談室 (指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)
	すずかけ荘 ・ 第2すずかけ荘 (共同生活援助事業)
	光風会居住支援事業所 (住宅確保要配慮者居住支援法人事業)
	福祉有償運送事業者登録 山梨県地域生活定着支援センター

	<b>山梨市立晴風園</b> <b>(指定管理 養護老人ホーム事業)</b>
--	---

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者により重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。  
但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、  
ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、  
ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。  
イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能とします。

令和 年 月 日

法人所在地 〒404-0035  
山梨県甲州市塩山西野原603  
事業者名称 社会福祉法人 光風会  
代表者 理事長 熊谷 信利

説明者 氏名 矢崎 聡 印

---

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

---

氏名 印

---

家族代表 住所

---

氏名 印

---

続柄

---

代理人 住所

---

氏名 印

---

押印については、保険者の確認の上事業所で判断